

令和8年度 くるめの新たな賑わい創出支援補助金 募集要項
【3 次募集】

目次

1 事業の目的	6 スケジュール
2 対象者	7 提出書類
3 対象事業及び補助金額等	8 選考方法及び選考結果の通知
4 補助対象経費	9 補助事業の実施
5 留意事項	

1 事業の目的

本事業は、民間事業者等が実施するイベント開催等の新たな取組や、本市の特産品（観光資源）を活用した土産商品の企画・開発を支援することにより、観光客の誘客や再訪、滞在時間の延長及び消費活動を促進するとともに、久留米市の知名度・魅力の向上を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

2 対象者

次のいずれかに該当する者を対象とします。

- ・法人格を有する民間事業者又はその者を含む団体
 - ・組織の運営に関する規約、会則その他これらに準ずる書類を有する団体
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ①政治活動または宗教活動を主な目的とする団体
- ②暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体

3 対象事業及び補助金額等

(1)対象事業

- ・本事業の趣旨に沿い、久留米市内で実施される久留米の魅力発信に繋がる事業であること
- ・新規事業又は既存事業を拡充した取組であること。

※但し、過年度に本補助制度活用事業も対象とする。この場合、後述する審査項目について、配点の調整を行う。

- ・市域以上の広い地域に周知を行い、実施する取組であること。
- ・久留米市内で事業を実施している事業者1者以上が補助事業に関わること。
- ・イベントの場合、有償での入場者のみを対象としたものでないこと。
- ・メニュー③の場合、「焼きとり」「ラーメン」「日本酒」をテーマにしたものであること。

(2)対象メニュー及び補助金額等

メニュー① 大規模イベントによる集客、賑わい創出	
補助事業の内容	遠方も含めた観光誘客・経済効果が期待できる大規模イベントの実施
補助率	補助対象経費の 1 / 2
補助限度額	500 万円
補助条件	総事業費 2,000 万円以上かつ来場者が 1 万人以上見込まれるもの (他補助金との重複受給可。但し久留米市補助金は除く)
対象事業の例	・大規模音楽フェス ・独創的なアートフェスティバル
注意点	過年度に本補助金を活用した事業については、来場者数の目標を、 1 万人以上かつ、過去の来場者数実績を超えるように設定し、事業 計画を行うこと

メニュー② 新たな観光誘客チャレンジ	
補助事業の内容	久留米の魅力を活用した新規・既存拡充イベント等の実施、観光 誘客につながる取組
補助率	補助対象経費の 1 / 2
補助限度額	100 万円
補助条件	総事業費が 100 万円以上の事業 (他補助金との重複受給不可)
対象事業の例	・久留米の食をテーマとしたイベント、キャンペーンの実施 ・ナイトツアーの造成、モニターツアーの実施

メニュー③ 久留米ならではのお土産品の開発・販路拡大	
補助事業の内容	久留米ならではの土産品の商品開発・改良又は販路拡大等により 久留米市の認知度向上、観光誘客に繋げる取組
補助率	補助対象経費の 1 / 2 (最大 2 / 3 ※)
補助限度額	50 万円 (最大 65 万円 ※)
補助条件	・完成した土産品は久留米市内で販売をすること ・他補助金との重複受給不可
対象事業の例	・久留米ならではの【ラーメン、焼きとり、日本酒】をテーマとし た新しい土産商品の開発又は改良 ・開発した商品の販売促進 (PR 活動、集客施設での販売) ・開発や販売促進のためのコンサルティング

※久留米市のふるさと納税返礼品に登録の申請を行い、その基準を満たしていると市が
認めた場合は上乘せ

[ふるさと納税返礼品に登録する場合の注意点]

- ・ふるさと納税返礼品に登録、申請し、上乗せ補助を希望される場合、令和 9 年 1 月 3 1 日までに久留米市総務部総務課への申請が必要です。詳細は、久留米市 HP「ふるさと・く

[URL:<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100keikaku/2045keikaku/3110furusatokurume/2017-1031-1400-12.html>]

- ・申請を行ったら、速やかに申請書の写しなど申請が確認できる書類を(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課までご提出ください。

4 補助対象経費

費目	内容
①報償費	出演者や専門家等への謝金
②賃金	事業実施のために臨時的に雇い入れた者に対して支払われる経費
③旅費	出演者や専門家等の旅費
④消耗品費	消耗品の購入費（単価が 1 万円未満のもの）
⑤印刷製本費	ポスターやチラシの印刷費
⑥保険料	イベント保険、スタッフの損害賠償保険等
⑦運搬費	運送、郵送に係る経費
⑧委託料	警備委託や会場設営、パッケージデザインやマーケティング調査等の委託にかかる経費
⑨広告宣伝費	有料広告など事業の広告宣伝にかかる経費
⑩使用料賃借料	会場使用料、音響機材の借上料、土産商品の販売に係る出店料、産業財産権の取得に関する費用、その他機器のレンタル料等
⑪備品購入費	土産品等の製作に要する機器・設備等の購入にかかる経費
⑫原材料費	土産品等のサンプル商品の製作にかかる経費
⑬工事費	土産品の加工を行う設備の設置、改修にかかる経費
その他	その他事業実施に必要な経費で(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会理事長が特に認めるもの

以下のものは補助の対象から除きます。

<補助対象外経費の例>

- ・交際費（例：出演者への報償金以外の贈答品購入代金、接待費等）
- ・食糧費（例：打ち合わせ・打ち上げ等にかかる飲食費等）
- ・団体の経常的な活動に要する経費（例：事務所等の家賃や事務管理費等）
- ・汎用性の高い機器の購入代金（例：タブレット端末やパソコン等）
- ・記念品、商品券等の金券の購入代金

- ・事業により収益を得る部分に要する経費（例：販売物品に係る材料費等）
- ・消費税及び地方消費税
- ・領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・その他、事業に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費

5 留意事項

- ・審査の結果、基準点に満たない場合は不採択となります。
また、基準点に達した場合でも、上位のものから順に予算の範囲内で採択するため、下位の事業については、採択されない場合や申請された額より減額して採択となる場合があります。
- ・経費が対象になるか否かは、実績報告書の内容をもって判断しますので、詳細が分かる請求書や明細書が必要となります。提出して頂いた書類等で内容が不明な場合は追加で資料等の提出をお願いする場合があります。
- ・領収書の宛名は、補助金申請者以外は認めません。事業実施にあたり、第5号様式にて報告する構成団体と合同で行う場合も同様です。
- ・内容精査の結果、当初に決定した補助金額より減額となる場合があります。
- ・補助金はその性質上、事業実施に係る自己負担が生じる経費の一部を補助するものであって、事業で得た収入金額（出店者負担金や協賛金など含む）が支出金額を上回るなど、収益が発生する場合には補助金の交付は行いません。
- ・補助の決定を受けた者等が補助金を申請内容とは異なる他の用途へ使用したときや、交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還が生じます。
- ・この要項に定めるもののほか必要な事項は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会観光振興補助金交付規則、久留米市補助金等交付規則及び補助金等の交付事務手続についてを準用します。

6 スケジュール

時期	内容	提出物等
令和8年11月2日（月）まで	提案書の提出	7（1）参照
令和8年11月中旬	提案の審査	書類審査および プレゼンテーション審査
令和8年11月下旬～12月上旬	交付決定	
交付決定の日から 令和9年3月1日まで	事業の実施	
事業完了後 30 日以内もしくは令和9 年3月1日までのいずれか早い日	実績報告	7（2）参照
	補助金の交付	・請求書

7 提出書類

(1)応募書類(以下、「提案書」という。)

☐ くるめの新たな賑わい創出支援事業提案申込書（第1号様式）

☐ 添付書類

・事業計画書（第2号様式）

※第2号様式に加え、以下様式もご提出ください。

メニュー①・②申請者は第2号様式－2

メニュー③申請者は第2号様式－3

・収支予算書（第3号様式）

・団体概要調書（第4号様式）

・実施体制（第5号様式、任意様式可）

・事業スケジュール（第6号様式、任意様式可）

・役員等調書及び照会承諾書（第7号様式）

・誓約書（第8号様式）

・その他事業内容がわかるもの（企画書など。任意様式）

※過年度に本補助金を活用した事業が申請する場合、過年度の実施結果を踏まえた「見直し状況」や、「拡充状況」を示す資料（第2号様式－4）

・「ふるさと・くるめ応援寄附返礼品」の申請書の写しなど

※メニュー③申請者かつふるさと納税返礼品登録の上乗せ補助を希望される方のみ

(2)実績報告書類

☐ くるめの新たな賑わい創出支援補助金実績報告書（第9号様式）

☐ 添付書類

・事業報告書（第10号様式、第10号様式－2、第10号様式－3）

・収支決算書（第11号様式）および補助対象経費に関する全ての領収書等の写し

※内容の記載がない領収書等の場合は、詳細が分かる請求書や明細書を添付

・事業を実施したことが分かる資料（写真・作成物等、任意様式）

・参加者数の集計やアンケート実施など、事業効果の検証資料(任意様式)

(3)提出方法

①提出先（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課 担当:荒木、後藤、山田

〒830-0031 久留米市六ツ門町3－11 くるめりあ六ツ門6F

Mail: ktie@ktarn.jp

②提出方法 提出先へ関係書類を直接提出または郵送、メールにて送付（11月2日必着）

8 選考方法及び選考結果の通知

くるめの新たな賑わい創出支援補助金審査委員会（以下、「委員会」という。）において、提案書、又はプレゼンテーションの内容に基づき審査を行い、事業の選定を行います。

(1)審査項目

(i)メニュー①、メニュー②

- ・計画性 ・企画力 ・波及力 ・発信力
- ・継続性、発展性 ・安全性

(ii)メニュー③

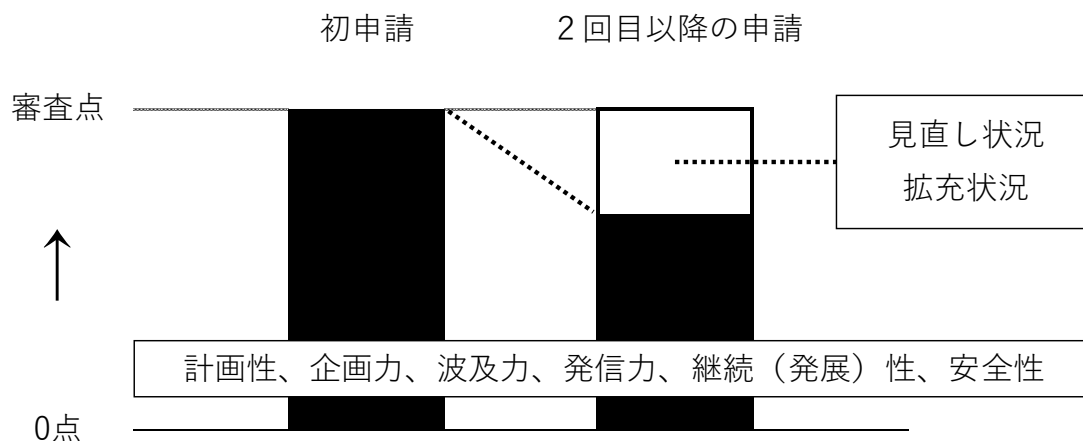
- ・計画性 ・企画力、波及力 ・継続性、発展性

※なお、過年度に本補助金（くるめの新たな賑わい創出支援補助金）を活用した事業が申請を行う場合、申請の際に、過年度の実施結果を踏まえた「見直し状況」や、「拡充状況」を、ご提出いただきます。

※初申請の場合と比較し、計画性、企画力、波及力、発信力、継続（発展）性、安全性の配点の上限値を引き下げます。ここに、「見直し状況」や、「拡充状況」に応じた配点を加点します。

最終的な合計点の上限は、初申請の場合と同じです。

(過年度に同補助金を活用している事業が申請する場合の審査イメージ)



(2)選考の実施方法

全てのメニューで提案書の書類審査および提案者によるプレゼンテーション審査による選考を行います。

- ・書類審査の結果、基準に満たない場合は、書類審査のみで不採択となる場合があります。その場合は、プレゼンテーション審査は実施しません。
- ・プレゼンテーション審査を行う団体には、日時・場所等を後日連絡いたします。

- ・プレゼンテーションの際には、事務局でプロジェクター、スクリーンを用意しますが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は提案者をご準備ください。

9 補助事業の実施

補助事業の着手は、補助金の交付決定日以降となります。それ以前の事業着手（契約締結、物品の購入等）は補助対象外となりますのでご注意ください。

【留意事項】

- ・事業実施にあたっては、地元住民の迷惑（騒音等）とならないよう、地元への配慮を十分に行い、必要に応じて近隣への周知等を行ってください。
- ・各種法規制等を十分考慮し、遵守してください。
- ・事故等が発生しないよう、安全対策を十分に実施してください。なお、必要に応じて保険等の加入や警備体制の強化を求める場合があります。
- ・事務局より、事業の進捗状況等に関する報告を求める場合があります。

事務局(問い合わせ先)

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課

担当：荒木、後藤、山田

〒830-0031 久留米市六ツ門町3-11 くるめりあ六ツ門6F

電話：0942-31-1717

メールアドレス：ktie@ktarn.jp